※権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除く１週間の放送時間 時間　　分（　　分）	（　　分）　　％

［(注１）～（注３）　略］

（注４）　補完放送であつて、テレビジョン放送の映像に伴うものの放送を行う場合は、字幕放送、解説放送の別を個々の放送番組の欄内に、字幕放送は(字)、解説放送は（解）と表示すること。この場合において、一の放送番組で利用方法が複合するときは、それらの利用方法の全てについて表示するとともに放送時間を付記するものとし、１週間の総放送時間（字幕放送にあつては、字幕付与可能な１週間の放送時間とし、解説放送にあつては、権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除く１週間の放送時間とする。）について、字幕放送、解説放送の別に、１週間の放送時間の総放送時間に対する割合を備考欄に記載すること。

［(注５）・(注６）　略］

［B　略］

［(ｲ)・(ｳ)　略］

［イ～オ　略］

［(10)～(15)　略］

別表第八号（第65条第１項関係）

第１　見積表

［表略］

［注１～注４　略］

注５　次の書類を添付すること（臨時目的放送を専ら行う基幹放送事業者の場合を除く。）。

［(ｱ)・(ｲ)　略］

(ｳ)　最近の決算期における計算書類（施行規則第86条第２項の規定により提出済みであるときは、添付を省略することができる。）

［(ｴ)　略］

［(注６）・(注７）　略］

［第２・第３　略］

別表第十五号（第74条第１項関係）

［第１　略］

第２　添付書類

別表第六の一号、別表第七の一号、別表第八号及び別表第九号の様式のとおりとする。

※字幕付与可能な１週間の放送時間 時間　　分（　　分）	（　　分）　　％

［(注１）～（注３）　同左］

（注４）　補完放送であつて、テレビジョン放送の映像に伴うものの放送を行う場合は、字幕放送、解説放送、ステレオホニック放送、２か国語放送、データ放送の別を個々の放送番組の欄内に、字幕放送は（字)、解説放送は(解)と表示すること。この場合において、一の放送番組で利用方法が複合するときは、それらの利用方法の全てについて表示すること。この場合において、一の放送番組で利用方法が複合するときは、それらの利用方法の全てについて表示するとともに放送時間を付記するものとし、１週間の総放送時間（字幕放送にあつては、字幕付与可能な１週間の放送時間とする。）について、字幕放送、解説放送の別に、１週間の放送時間の総放送時間に対する割合を備考欄に記載すること。

［(注５）・(注６）　同左］

［B　同左］

［(ｲ)・(ｳ)　同左］

［イ～オ　同左］

［(10)～(15)　同左］

別表第八号（第65条第１項関係）

第１　［同左］

［表同左］

［注１～注４　同左］

注５　［同左］

［(ｱ)・(ｲ)　同左］

(ｳ)　最近の決算期における計算書類

［(ｴ)　同左］

［(注６）・(注７）　同左］

［第２・第３　同左］

別表第十五号（第74条第１項関係）

［第１　同左］

第２　［同左］

別表第六の一号、別表第七の一号、別表第八号、別表第九号及び別表第十号の様式のとおりとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。